

平成
28年度

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付事業のご案内

概要

介護職等として従事しながら、介護福祉士実務者研修施設に在学する人を対象に、受講資金等を貸し付けることにより、介護福祉士の資格取得を支援します。卒業後、介護福祉士の資格を取得し、広島県内等で対象業務に継続して2年間従事した場合、全額返還免除となります。

貸付限度額 **20万円以内**
(無利子)

貸付対象経費

- 実務者研修施設への納入金(授業料, 実習費等)
- 交通費 ■国家試験受験手数料 他

全額返還免除

条件(①と②の要件をどちらも満たす場合に限りです)

- ① 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録を行う。
- ② 介護福祉士として、広島県内等の対象業務で継続して2年間従事する。

申請受付期間

平成28年12月19日(月)～平成29年2月15日(水) 必着

※ 定員に達した場合は、募集を終了し、その旨を広島県社会福祉協議会のホームページに掲載します。
なお、貸付の可否は、審査により決定します。また、同一施設からの推薦者が多数となる場合は、貸付人数の調整をさせていただくこともあります。

貸付対象

次の①から③までの要件をすべて満たす人を対象とします。

- ① 広島県内の福祉・介護施設等に従事中(内定者含む)である。
- ② 実務者研修施設に在学している。
- ③ 実務者研修施設を卒業後、広島県内等で対象業務に従事する意思を持ち、1年以内の介護福祉士の国家試験を受験できる(見込みを含む)。

※ ②の実務者研修施設在学者は次のア～ウのいずれかに該当する必要があります。

	研修施設	住民登録等
ア	県内	住民登録が県内外(いずれでもよい)
イ	県外	住民登録が県内
ウ	県外	実務者研修の学生となった年度の前年度に県内に住民登録をしており、かつ実務者研修受講のために県外に転居

※ 平成28年度に限り、平成28年4月1日以降に入学し、既に卒業している人も貸付の対象とします。

※ 教育訓練給付制度や高等職業訓練給付金等の国庫補助事業との併用はできません。

連帯保証人

常時2人以上の連帯保証人が必要です。

申請方法

申請書類の様式を、広島県社会福祉協議会のホームページからダウンロードするか、電話にて請求してください。その後、必要事項を記入の上、郵送で提出してください。

※ なお、ホームページへの掲載は、平成28年12月22日(木)を予定しています。

申請書類

申請に必要な書類一式

- ① 借受申請書
- ② 推薦書
- ③ 受講証明書
- ④ 個人情報の取り扱いに関する同意書
- ⑤ 住民票(本人:本籍地の記載があるもの)

※ 住民票はコピーではなく、原本(色紙)を提出してください。

申請書類の提出をもって審査を行い、書面により結果をお伝えします。貸付決定者は、次の書類を提出してください。

貸付決定後に必要な書類一式

- ① 借用書
- ② 口座振込依頼書

貸付金の交付

貸付決定の通知後、借用書等の提出があった人に対して、貸付金を指定口座に一括で送金します。ただし、借用書等の提出から送金まで、1か月半程度かかります。

※ 書類に不備がある場合等は、この限りではありません。

貸付金の返還

次のいずれかの要件に該当するときは、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約を解除されたとき
- ② 実務者研修施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士として登録せず、又は広島県内等で対象業務に従事しなかったとき
- ③ 広島県内等において対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

書類提出・問合せ先

(社福)広島県社会福祉協議会 生活支援課(修学資金担当)

TEL (082)254-3413

HP <http://www.hiroshima-fukushi.net/work/07expense/>

※ 事業の詳細については、募集要領をご覧ください。

なお、ホームページへの掲載は、平成28年12月22日(木)を予定しています。

